

広野町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 福島県広野町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (20年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	6.7人/ha (令和1年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2 処 理 区 (上 浅 見 川 地 区 、 二 本 柵 地 区)		
処 理 場 数	2 処 理 場 (上 浅 見 川 地 区 、 二 本 柵 地 区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	上浅見川地区及び二本柵地区は、認可計画区域61.0haの整備が完了しているが、農業集落排水施設の老朽化が課題であることから、将来的に農業集落排水地区の下水道への接続を検討する方針としている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料の額は、基本使用料と従量使用料との合計額とし、毎使用月において、使用者が排除した汚水の量及び用途に応じて算定する。 ・基本使用料:1,210円/月(10m ³ まで) ・超過使用料:126円/月(1m ³ につき)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	製水業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月において、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	水道水以外の水を使用した場合又は水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の使用水量は、使用者の使用態様を勘案して町長が認定する。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,430 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,519 円
	平成30年度	2,430 円		平成30年度	2,695 円
	令和1年度	2,475 円		令和1年度	2,688 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名(建設課職員7名のうち、都市計画係職員2名)
事業運営組織	・広野町における農業集落排水事業は、広野町役場建設課都市計画係にて運営している。 ・職員給与費は公共下水道事業の特別会計から支給されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管渠施設 調査・修繕・清掃業務を仕様発注により業務委託している。 ・処理場 運転管理業務等を仕様発注により業務委託している。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未採用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未採用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

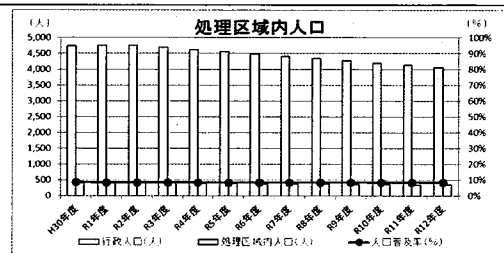
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>・R2年度に作成・公表したR1年度「経営比較分析表」を添付している。</p> <p>・経営比較分析表から分析すると、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率、水洗化率は、類似団体の平均値と比較すると、概ね同等以上の数値となっている状況である。収益的収支比率は100%未満であることから、使用料収入や他会計繰入金では維持管理費や企業債償還金を賄っていない状況である。</p> <p>・経営比較分析表の経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を整理している。</p>
--

2. 将来の事業環境

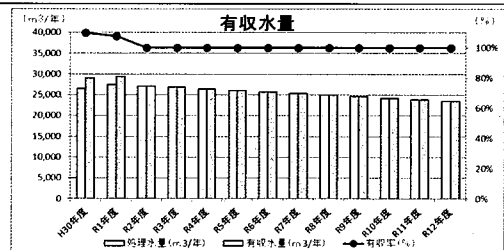
(1) 処理区域内人口の予測

- ・行政人口は減少傾向にあり、処理区域内人口も同様の傾向にある。
- ・処理区域内人口は、令和12年度には348人まで減少する見込みである。



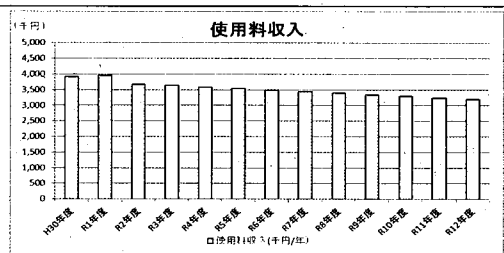
(2) 有収水量の予測

- ・有収水量は、処理区域内人口の減少に伴い、減少する予測である。
- ・令和12年度には約23千m³/年と想定している。



(3) 使用料収入の見通し

- ・使用料収入は、処理区域内人口及び有収水量の減少に伴い、減少する予測である。
- ・令和12年度には約319万円になる見込みである。



(4) 施設の見通し

- ・広野町農業集落排水事業では、処理施設2箇所、管渠約8kmを有している。
- ・処理施設は、供用開始から20年経過しており、将来的に下水道への接続を検討する予定である。

(5) 組織の見通し

- ・組織の見直しは、現時点では予定していない。

3. 経営の基本方針

【経営の基本方針_農業集落排水事業】

広野町農業集落排水事業の経営における基本方針は、広野町公共施設等総合管理計画に掲げる下水道事業の進め方との整合を図るものとする。

施策1 農業集落排水施設の適正な維持管理

- ・処理施設の適正な運転と管理を実施する。
- ・下水道管の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施する。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備する。

施策2 農業集落排水事業の経営の安定

- ・下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組んでいく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水事業の投資は、今回計画期間内で施設整備の予定はない。
-----	----------------------------------

農業集落排水事業では、管渠施設は61.0ha整備完了しており、当面改築を予定していないことから、今回計画期間では事業費を見込まないものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・建設財源は現行の補助制度を極力活用する。 ・現行の使用料体制に基づく財政収支とした。
-----	--

農業集落排水事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当している。

1) 建設改良費の財源

・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上している。

2) 使用料、一般会計繰入金

・本経営戦略における下水道使用料体系は、現行の料金制度を継続するものとするが、今後10年で必要に応じて料金制度の変更を検討する。

・一般会計繰入金は、使用料収入で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全て国の繰り出し基準で認められている分で充当している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

農業集落排水事業では、投資以外の経費として、処理場維持管理費を見込んでいる。

1) 処理場維持管理費

・維持管理費として、動力費、修繕費、材料費、薬品費、委託料、その他を計上している。

・動力費、薬品費、委託料は、処理水量を考慮し設定している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化・最適化に関して、農業集落排水区域の下水道区域への統合等を今後検討していく。
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、広野町農業集落排水施設最適整備構想による計画的な維持管理と効率的な改築の推進等を今後検討していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用に関して、処理場の維持管理費の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築等を今後検討していく。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	行政人口が将来にわたり減少し、下水道計画人口も同程度の割合で減少することを見込んでいる状況であるが、今後10年で必要に応じて料金の見直しを検討し、一般会計繰入金金の抑制を図る。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定していない。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力に関して、管渠施設の計画的な維持管理による費用の効率化等を今後検討していく。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業の担当者が、公共下水道事業の担当と兼務であるため、職員給与費は公共下水道事業の特別会計から支給されている。経費削減等に関して、各種業務に対する適正化を図り、費用の増加の抑制等を今後検討していく。
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、施設更新時に省電力設備の導入、運転操作方法の調整による動力費の軽減等を今後検討していく。
薬品費に関する事項	薬品費の経費削減等に関して、効率的な維持管理による薬品費の軽減等を今後検討していく。
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、効率的な維持管理による修繕費の適正化等を今後検討していく。
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、管渠の計画的な調査・点検、施設の最適な維持管理による費用の抑制を今後検討していく。
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行う。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させる。
---------------------	--

投資財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年												
		H30年度 (前々年)	R1年度 (前年)	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収入	1 総収入	26,040	26,073	25,711	25,672	25,621	25,571	25,519	25,478	23,340	22,016	16,335	13,431	11,183
	(1) 営業収入	3,917	3,950	3,673	3,632	3,582	3,531	3,480	3,440	3,389	3,338	3,287	3,237	3,186
	了料収入	3,917	3,950	3,673	3,632	3,582	3,531	3,480	3,440	3,389	3,338	3,287	3,237	3,186
	イ 受託工事収入													
	ウ その他													
	(2) 営業外収入	22,123	22,123	22,038	22,040	22,039	22,040	22,039	22,038	19,951	18,678	13,048	10,194	7,997
	国庫補助金													
都道府県補助金														
了他会社計繰入金	22,039	22,039	22,038	22,040	22,039	22,040	22,039	22,038	19,951	18,678	13,048	10,194	7,997	
イ その他	84	84												
収益的支出	2 総費用	10,725	10,327	9,994	9,585	9,153	8,713	8,280	7,839	7,387	6,966	6,583	6,310	6,133
	(1) 営業費用	6,580	6,533	6,557	6,512	6,452	6,391	6,345	6,299	6,238	6,178	6,117	6,073	6,012
	了職員給与費													
	了退職手当													
	イ その他	6,580	6,533	6,557	6,512	6,452	6,391	6,345	6,299	6,238	6,178	6,117	6,073	6,012
	(2) 営業外費用	4,145	3,794	3,437	3,073	2,701	2,322	1,935	1,540	1,149	788	466	237	121
	了支払利息	4,145	3,794	3,437	3,073	2,701	2,322	1,935	1,540	1,149	788	466	237	121
了一時借入金利息														
イ その他														
3 収支差引	15,315	15,746	15,717	16,087	16,468	16,858	17,239	17,639	17,639	15,953	15,050	9,752	7,121	5,050
資本的収入	1 資本的収入	5,282	5,532	2,884	2,880	2,870	2,860	2,865	2,859	2,849	2,840	2,830	2,836	2,826
	(1) 地方債													
	了ち資本費平準化債													
	(2) 他会社資本費平準化債													
	(3) 他会社計借入金	5,282	5,532	2,884	2,880	2,870	2,860	2,865	2,859	2,849	2,840	2,830	2,836	2,826
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
(6) 工事負担金														
(7) その他														
2 資本的支出	21,690	20,948	18,601	18,967	19,338	19,718	20,104	20,498	20,498	18,802	17,890	12,582	9,957	7,876
(1) 建設改良費														
了ち職員給与費														
(2) 地方債償還金	17,894	18,245	18,601	18,967	19,338	19,718	20,104	20,498	20,498	18,802	17,890	12,582	9,957	7,876
(3) 他会社長期借入金返還金														
(4) 他会社計への繰出金	3,796	2,703												
(5) その他														
3 収支差引	△ 16,408	△ 15,416	△ 15,717	△ 16,087	△ 16,468	△ 16,858	△ 17,239	△ 17,639	△ 17,639	△ 15,953	△ 15,050	△ 9,752	△ 7,121	△ 5,050

投資財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	H30年度 (前々年)	R1年度 (前年)	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収支再差引	(E)-(D)	△ 1,093	330											
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	3,796	2,703	3,033										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形式収支	(I)-(K)+(L)-(M)-(N)+(O)	2,703	3,033	3,033										
形年度へ繰り越す	財源(Q)													
実質収支	黒字(R)	2,703	3,033	3,033										
(P)-(Q)	赤字(S)													
赤字比率	$(\frac{S}{(B)-(C)}) \times 100$													
収支的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	91.0	91.3	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.1	88.6	85.2	82.6	79.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の金	(T)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (U)	3,917	3,950	3,673	3,632	3,582	3,531	3,480	3,440	3,389	3,338	3,287	3,237	3,186
地方財政法の不足率	$(\frac{(T)}{(U)} \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した不足額の金	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能な資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した規模	(X)	3,917	3,950	3,673	3,632	3,582	3,531	3,480	3,440	3,389	3,338	3,287	3,237	3,186
健全化法第22条により算定した不足率	$(\frac{(V)}{(X)} \times 100)$													
他会計借入金	(Y)													
地方債	(Z)	200,560	182,315	160,277	141,310	121,972	102,254	82,150	61,652	42,850	24,960	12,378	2,421	△ 5,465

△ 3.033

○他会計繰入金

区分	年度	H30年度 (前々年)	R1年度 (前年)	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支	うち基準内繰入金	22,039	22,039	22,038	22,040	22,039	22,040	22,039	22,038	19,951	18,678	13,048	10,194	7,997
	うち基準外繰入金	22,039	22,039	22,038	22,040	22,039	22,040	22,039	22,038	19,951	18,678	13,048	10,194	7,997
資本的収支	うち基準内繰入金	5,282	5,532	2,884	2,880	2,870	2,860	2,865	2,859	2,849	2,840	2,830	2,836	2,826
	うち基準外繰入金	5,282	5,532	2,884	2,880	2,870	2,860	2,865	2,859	2,849	2,840	2,830	2,836	2,826
合計		27,321	27,571	24,922	24,920	24,909	24,900	24,904	24,897	22,800	21,518	15,878	13,030	10,823